

**農畜水産物戦略的輸出拡大業務に係る
委託候補者選定の手順及び審査の基準（参加資格審査）**

1 選定の手順

(1) 審査委員による参加資格の審査（書面審査）

(2) 企画提案公募への参加者の選定

- 公募要領「3」に記載された応募資格の確認。
- 各項目の評点を合計したものを審査点（15点満点）とする。
- 各審査委員の審査点を合計して総合点を算出し、得点率50%以上の参加申込者を、企画提案公募への参加者として選定する。
ただし、次のいずれかに該当する場合は順位にかかわらず参加者とししない。
 - ・ 審査委員の2名以上が評価点1点以下とした審査項目が1つ以上ある場合。
 - ・ 審査委員の2名以上が審査点を8点未満とした場合。

2 審査の基準

(1) 類似業務の経験や専門知識等 <ul style="list-style-type: none">・ 本業務に関連する専門知識やノウハウ等の蓄積があるか。・ 本事業に類似する業務の実施経験があるか。	【 配点：5点】
(2) 業務実施能力・体制 <ul style="list-style-type: none">・ コンプライアンスや情報管理を的確に行い、本業務を確実に効果的に実施する体制を備えているか（他社との連携体制を含む）。	【 配点：5点】
(3) 経営状況 <ul style="list-style-type: none">・ 経営状況に問題はないか。	【 配点：5点】

**農畜水産物戦略的輸出拡大業務に係る
委託候補者選定の手順及び審査の基準（企画提案審査）**

1 選定の手順

(1) 審査委員による企画提案の審査（プレゼンテーション審査）

- 各項目の「得点（審査委員の評価点に係数を乗じて得た得点）」を合計したものを「審査点」とする。

(2) 委託候補者の選定

- 各審査委員の「審査点」を合計して「総合点」を算出し、得点の多い順に委託候補者として選定する。
- 総合点と同じ点の企画提案応募者がある場合は、審査委員の多数決により順位を決定する。ただし、次のいずれかに該当する場合は順位にかかわらず委託候補者としない。
 - ・ 審査委員の2名以上が評価点1点以下とした審査項目が1つ以上ある場合。
 - ・ 審査委員の2名以上が審査点を50点未満とした場合。

2 審査の基準

区分	評価項目	配点		得点	
		評価点 (5点満点)	係数	評価点 ×係数	
1	業務目的・業務内容の理解度	① 山梨県産果実の輸出拡大に向けた基本的な戦略の内容、業務の目的、今後の方向について十分に理解しているか。		1	
2	果実流通期におけるリアル×デジタルプロモーション	② 県産果実の中でも高価格帯商品を購入する所得者層（以下「高所得者層」という。）に対して、集客や購買意欲向上を狙う取り組みとして効果的な内容となっているか。		2	
		③ 大きさ等の見た目を重視する傾向がある高所得者層の消費者に対し、食味を重視した県産果実の魅力を訴求する取り組みを実施する計画となっているか。		3	
		④ リアルとデジタルそれぞれの特性を理解し、効果的な組み合わせとしてしているか。		1	
3	年間を通して実施するデジタルプロモーション	⑤ 高所得者層に直接訴求する情報発信を実施する計画となっているか。		5	
		⑥ 県産農畜水産物をはじめとする山梨県のブランド価値向上につながるよう工夫された内容となっているか。		1	
		⑦ 市場認知度向上、購買活動促進、商流関連事業者の取り扱い意欲向上を図る取り組みとして、効果的な内容となっているか。		2	
4	マーケティング調査	⑧ 対象国・地域の市場環境、消費者ニーズ、消費動向などを正確に把握・分析し、本業務の改善に有用な情報に整理される見込みがあるか。		1	
5	輸出用こん包方法等の立案・検証	⑨ 事前調査、包装方法及びこん包方法のモデル案の検討、テスト輸送による検証が合理的かつ効率的に行われるよう工夫されているか。		1	
6	実施計画・実施対体制	⑩ 実施手順が効率的であり、実施スケジュールに実現性があるか。		1	
		⑪ 各業務が確実かつ効果的に実施される見込みがある体制となっているか。		1	
7	価格点	⑫ 見積価格 5点×応募者中の最低価格／提案者の価格 ※小数点以下第1位で四捨五入		1	